

告 示

埼玉県告示第千二百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問合せ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 ○四八―八三〇―五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課（川越市においては上下水道局事業計画課）

一	番号		
坂戸 川越	都市計画 区域名		
坂戸市 鶴ヶ島市 川越市	市町村名		
下水道	都市計画の 種類及び名称		
平成二十九年 十二月二十六 日午後二時三 十分から	期日及び時間	公聴会	
鶴ヶ島市役所 5階会議室	場 所		
平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで	提出期間	公述申出書	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、坂戸市都 市計画課、鶴 ヶ島市都市計 画課、川越市 上下水道局事 業計画課	提出先		
平成二十九年 十一月二十四 日から平成二 十九年十二月 八日まで	閲覧期間	都市計画の構想	
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 川越県土整備 事務所、坂戸 市都市計画 課、鶴ヶ島市 都市計画課、 川越市上下水 道局事業計画 課	閲覧場所		

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。